



会 社 名 **杉田エース株式会社** 代表 者名 代表取締役社長 杉田 裕介 (東証スタンダード コード番号: 7635) 問い合わせ先 専務取締役 佐藤 正 (TEL. 03-3633-5150)

定款の一部変更に関するお知らせ

2022年4月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、2022年6月29日開催予定の第76期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正 規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることと なりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが 義務付けられることから、変更案第 15 条 (電子提供措置等) 第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 15 条 (電子提供措置等) 第2項を新設するものであります。
- (3)変更案第15条(電子提供措置等)の新設に伴い、現行定款第15条(決議要件)以降、すべて条数を繰り下げるものといたします。
- (4)上記の変更の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<新設>	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとる。 2 当社会は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求をした 株主に対して交付する書面に記載することを要 しないものとする。
第 <u>15</u> 条~第 <u>31</u> 条(条文省略)	第 <u>16</u> 条〜第 <u>32</u> 条(現行どおり)
<新設>	(附則) 定款第15条(電子提供措置等)の新設及びそれに伴う条数の繰り下げは、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に、これを削除する。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日 (予定)

2022年6月29日(予定) 2022年6月29日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日

以上